

栃木県薬物依存症対策推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 栃木県における薬物依存症対策に関し、総合的かつ効果的な対策を推進するため、栃木県薬物依存症対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（業務）

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）薬物依存症患者の実態や支援に有用な地域資源の状況等に関する調査・分析
- （2）薬物依存症対策を実施する上での問題点の抽出
- （3）上記（1）及び（2）を踏まえた、栃木県薬物依存症対策推進計画の策定
- （4）栃木県薬物依存症推進計画に基づく薬物依存症対策の事業実施
- （5）当該事業で実施した薬物依存症対策による効果の検証

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- （1）医療関係者及び医療関係団体の代表者
- （2）薬物依存症に関する自助団体
- （3）薬物依存症に関する家族会等
- （4）学識経験者
- （5）関係行政機関の長等

（委員の任期）

第4条 委員会の委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

なお、委員は再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

（運営）

第6条 委員会は、次により運営する。

- （1）委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- （2）委員長は、会務を統括し、委員会の議長となる。
- （3）委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行す

る。

- (4) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、次の部会を置くことができる。

(1) 再乱用防止教育修了評価部会

(2) 委員会において、必要と定めた部会

2 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

3 前項において設置した部会に関する規定は別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年 8月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から適用する。